



MSN コミュニティ



重要なお知らせ

MSN コミュニティ サービスは、2009 年 2 月をもちまして終了させていただきます。MSN のオンライン コミュニティ パートナーである Multiply にコミュニティを移行できます。詳細については、こちらをご覧ください。

www. 文法レベルでの自然学会. jp

grammar@groups.msn.com

新着情報



宇田雄一語録：憲法解釈～文法の見地から～

掲示板の一覧を表示

今すぐ参加

前の話題 次の話題

返信を受信トレイに送信

文法レベルでの自然

物理論理学

宇田雄一語録


パングの電腦言語者

Web リンク集

ツール

返信	おすすめ	メッセージ 1 / 10
投稿者: SourceCodeOf HumanGenome (元のメッセージ) 投稿日時: 2007/05/02 14:36		
【屁理屈が渦巻く憲法九条周辺領域】		
<p>いわゆる9条問題について、 何故に専門家が雁首並べて、 そんな事オレでも分かるわ、と思うような、 同じ所で変な論法に終始するのか、 昨日やっと分かった。</p>		

最初の返信 前へ 2-10 通を表示: 総返信数 10 通 次へ 最新の返信

返信	おすすめ	メッセージ 2 / 10
投稿者: SourceCodeOf HumanGenome 投稿日時: 2007/05/02 14:45		
【初級日本語講座】		
<p>いないいないばー </p> <p>は～い、非日本語圏出身の外交エリートのみなさ～ん。 今日は、日本語の急所の 1 つをマスターしましょうね～。 とても大切なので、よーく読んでくださいね。</p> <p>日本語では「・・・ため」という句は副詞句です。 つまり、「・・・ため」=「・・・ために」です。 日本語では「・・・ための」という句は形容詞句です。</p> <p>これに対して、英語では、 日本語の「・・・ために」も「・・・ための」も両方とも、 「for ...」になっちゃって、区別がありませんね。 ここが、あなた方の落とし穴でちゅ。</p> <p>は～い、今日のお勉強は、これで、おしまい。</p>		

返信	おすすめ	メッセージ 3 / 10
投稿者: SourceCodeOf HumanGenome 投稿日時: 2007/05/02 14:58		


日本国憲法第九条が、
「国際紛争を解決する**ため**の陸海空軍その他の戦力を保持しない」
という内容を含む、とも解釈できる、という主張は間違いです。

日本国憲法第九条が、
「国際紛争を解決する**ため**、陸海空軍その他の戦力を保持しない」
という内容を含む、とも解釈できる、
という主張は間違いでないとしても。

返信

おすすめ

メッセージ 4 / 10

投稿者:  SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:10

> 日本国憲法第九条が、
> 「国際紛争を解決する**ため**の陸海空軍その他の戦力を保持しない」
> という内容を含む、とも解釈できる、という主張は間違いです。
> 日本国憲法第九条が、
> 「国際紛争を解決する**ため**、陸海空軍その他の戦力を保持しない」
> という内容を含む、とも解釈できる、
> という主張は間違いでないとしても。

どうしてか、と言うと、
日本国憲法第九条には、「ため」と書いてあるのであって、
「ための」とは書かれていないからです。
そして、
日本語では、「ため」と「ための」では全然意味が違うからです。


この部分で、日本の再軍国主義化を懸念して、
日本国憲法第九条の現在の文章に反発した外国の方々の心配は、
取り越し苦労だったわけです。

なぜなら、
「国際紛争を解決する**ため**、陸海空軍その他の戦力を保持しない」
のであれば、自衛のための戦力も保持しない、という事だからです。
「陸海空軍」の後に御丁寧に「その他の戦力」とまで書かれているので、
「軍じゃなくて隊だから良い」という論法も使えません。

返信

おすすめ

メッセージ 5 / 10

投稿者:  SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:22

> 「国際紛争を解決する**ため**、陸海空軍その他の戦力を保持しない」
> のであれば、自衛のための戦力も保持しない、という事だ

理由を説明しましょう。

「…ための戦力」という表現が指し示す内容は、
「…」以外を目的とする戦力を含みません。

しかし、
「…ため、保持しない」という表現においては、
「…ため」は、
「保持しない」という意志決定の理由や動機を説明しているだけであって、
何を保持しないかを規定する働きを全く持ちません。

だから、
「…ため、保持しない」と書かれていれば、
「…ため」という動機の妥当性の如何に関わらず、
「保持しない」という意志決定の表明を行なった事になるのです。

返信

おすすめ

メッセージ 6 / 10

投稿者:  SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:39

> 「…ため、保持しない」と書かれていれば、
> 「…ため」という動機の妥当性の如何に関わらず、
> 「保持しない」という意志決定の表明を行なった事になるのです。

例を挙げると分かり易い。


たとえば、ある人が、
「他人に暴行を加えるため、パンツを履くのをやめる」
という意志表明をしたならば、
パンツを履くのをやめる事が他人に暴行を加えるのに役立つ、
というトンチンカンな間違っただけの考えに立脚していますが、
その事(トンチンカンである事)を理由に、
「パンツを履くのをやめる」という意志表明をした事にならない、
とは言えない、という事です。

もちろん、
「他人に暴行を加えるためのパンツ、を履くのはやめる」
という意味には成り得ない事は、
前件で説明した通りですが。

返信

おすすめ

メッセージ 7 / 10

投稿者:  SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:47


前件までに述べた事は、強い論理です。
つまり、
これを否定する理屈は甚だしい屁理屈です。

ここより先、少し弱い論理を述べます。
つまり、それに対する否定が、
屁理屈ではあっても甚だしい屁理屈とまでは言えない、
そういう論理についてです。

返信

おすすめ

メッセージ 8 / 10

投稿者:  SourceCodeOf HumanGenome

投稿日時: 2007/05/02 15:56


日本国憲法第九条②冒頭の「前項の目的」が何を指すのか、
について。


普通は、②の直前の段落全体の内容を指す、
と捉えるべきでしょう。

その内容とは、「…を希求し、…を放棄する」というものです。

これを実現する手段として②の態度を取る、
と解釈するのが、文章の普通の読み方です。

②冒頭の「前項の目的」が、
 ②直前の段落の一部分だけを指す、
 という読み方は、かなり苦しい。

返信	おすすめ	メッセージ 9 / 10
投稿者 :  SourceCodeOf HumanGenome		投稿日時 : 2007/05/02 23:22
<p>【国際紛争の範囲】</p> <p>自衛のための武力行使は、 国際紛争の解決の手段としての武力行使とは言えない、 という考え方も、かなり苦しい。</p> <p>仮に、日本が完全に無攻撃無抵抗な状態で、 他国が日本に武力で侵略して来たでしょう。 そして、十分に侵略が進んだ後で、 日本が、その侵略を食い止め撃退するために武力行使を始めたでしょう。 この様子を客観的に眺めると、 「そこで国際紛争が起こっている」という状況以外の何者でもない。 したがって、その際の日本の武力での抵抗は、 国際紛争を解決する手段としての武力行使だ。</p> <p>辞書で「国際紛争」を引くと、 「国と国との間で行われる争い」みたいな事が書かれている。 要するに、国際紛争ではない紛争、というのは、 国内での紛争、という意味を持つに過ぎないのだ。 あるいは、重箱の隅をつつくならば、 非政府組織間の国境を越えての紛争も、国際紛争ではない、 と言えるかもしれないが。</p>		

返信	おすすめ	メッセージ 10 / 10
投稿者 :  SourceCodeOf HumanGenome		投稿日時 : 2007/05/04 17:52
<p>口語では 「さぼるために仮病を使わない」 という風に発語して、 「さぼるために仮病を使う事、をするな」という意味にも成り得ます。 体育の先生やスポーツ指導者の口調には、 そういう表現技法が含まれます。 これは、文法的には、 「さぼるために」が「使わない」に掛かっているのではなく、 「使う」に掛かっており、 「さぼるために使う」を「ない」が否定している、という構造です。</p> <p>しかし、口語でも、 「さぼるため仮病を使わない」になると、 上記の解釈はかなり苦しく成って来ます。 その意味で、僕が以前述べた、 「・・・ため」＝「・・・ために」という等価性は、 いつでも正確に成り立つ、わけではありません。</p> <p>さて、憲法は書かれた文章です。話された言葉ではありません。 その上、 「・・・ため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」 という風に文中に「、」が入っています。 この、書かれた言葉である事と「、」が入っている事によって、 憲法が、 「(・・・ため陸海空軍その他の戦力を保持)しない」</p>		

と解釈される事は、無理です。
日本語では、
「…ため、陸海空軍その他の戦力を保持しない」と書かれれば、
「…ために」が「陸海空軍その他の戦力を保持しない」全体に掛かります。
「(…ため陸海空軍その他の戦力を保持)しない」という意味の事を書きたければ、
憲法の文型になるべく近い形で書くならば、日本語では、それは、
「…ために、陸海空軍その他の戦力を保持はしない」となります。
これでも少し無理があります。
法律の他の文言において為されている程度に、
誤解を無くす工夫をするならば、
「…ために陸海空軍その他の戦力を保持することは、これをしない」としたはずで
す。
そうしてない、ということは、やはり、
憲法の実際の文言は、そういう意味を担わせられた文言ではない、
という事です。

◀ 最初の返信 ◀ 前へ 2-10 通を表示 : 総返信数 10 通 次へ ▶ 最新の返信 ▶

◀◀ 宇田雄一語録に戻る ◀ 前の話題 次話題 ▶ ◻ 返信を受信トレイに送信

注意：Microsoft は、このコミュニティの内容について、一切の責任を負いません。ここをクリックすると、詳細情報が表示されます。

家族のインターネット MSN プレミアムウェブサービス

MSN ホーム | Hotmail | ニュース | ショッピング | マネー | スペース

ご意見ご感想 | ヘルプ

©2006 Microsoft Corporation. All rights reserved. 使用条件 プライバシー 迷惑メール対策